



2025年7月25日

各 位

会 社 名 株式会社 SCREEN ホールディングス
代 表 者 名 取締役社長 後藤 正人
(コード番号7735 東証プライム市場)
問 合 せ 先 秘書室長 吉村 清秀
TEL (075) 414 - 7161

業績連動型株式報酬制度への追加拋出および
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、2017年8月16日に導入した当社および当社子会社の取締役（ただし、社外取締役を除きます。以下も同様とします。）、ならびに当社および当社子会社の執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度導入のために設定済みである信託を、それぞれ「取締役向け株式交付信託」、「執行役員向け株式交付信託」といいます。）を継続すること、また2025年5月9日開催の取締役会において当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の内容を一部変更することを決議しております。当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更については2025年6月20日開催の第84回定時株主総会において承認されていますが、当社は本日開催の取締役会において、受託者が当社株式を追加取得するための金銭を当社が追加信託すること、また、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2025年5月9日付「業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 取締役向け株式交付信託および執行役員向け株式交付信託の概要

(1) 名称	取締役向け株式交付信託	執行役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社	
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)	
(4) 受益者	当社および当社子会社の取締役のうち受益者要件を満たす者	当社および当社子会社の執行役員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者	
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(7) 信託契約日	2017年8月16日	
(8) 金銭を追加信託する日	2025年8月13日	
(9) 信託終了日（継続後）	2027年8月末日	

2. 取締役向け株式交付信託および執行役員向け株式交付信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得価額の総額	5,102,808,000円
(3) 取得する株式の総数	415,200株
(4) 株式の取得方法	自己株式の処分による取得
(5) 株式の取得時期	2025年8月13日

※ 当社および当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員に交付するための「株式の取得価額の総額」および「取得する株式の総数」の合計をそれぞれ記載しております。当社の取締役および当社子会社の取締役に交付するための「株式の取得価額の総額」および「取得する株式の総数」については、各社の株主総会において承認された範囲内となります。

3. 本自己株式処分の概要

(1) 処分期日	2025年8月13日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式415,200株
(3) 処分価額	1株につき12,290円
(4) 処分総額	5,102,808,000円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

4. 処分の目的及び理由

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、当社および当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年8月16日に導入した業績連動型株式報酬制度を継続すること、また2025年5月9日開催の取締役会において当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の内容を一部変更することを決議しております。当社取締役に対する本制度の一部変更および継続については2025年6月20日開催の第84回定時株主総会において承認決議されております。

本制度の概要につきましては、2025年5月9日付「業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、「取締役向け株式交付信託」および「執行役員向け株式交付信託」の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定済みである株式交付規程に基づき、延長した信託期間中の取締役等の役位及び構成推移等を勘案のうえ、取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数101,589,732株に対し、0.41%（2025年3月31日現在の総議決権個数956,351個に対する割合0.43%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 取締役向け株式交付信託および執行役員向け株式交付信託に係る信託契約の概要		
名称	取締役向け株式交付信託	執行役員向け株式交付信託
委託者	当社	
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)	
受益者	当社および当社子会社の取締役のうち受益者要件を満たす者	当社および当社子会社の執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者	
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
信託契約日	2017年8月16日	
信託の期間	2017年8月16日～2027年8月末日（予定）	
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること	

5. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月24日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である12,290円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2025年6月25日～2025年7月24日）の終値平均11,886円（円未満切捨て）からの乖離率が3.40%、直近3ヵ月間（2025年4月25日～2025年7月24日）の終値平均10,929円（円未満切捨て）からの乖離率が12.45%、あるいは直近6ヵ月間（2025年1月27日～2025年7月24日）の終値平均10,585円（円未満切捨て）からの乖離率が16.11%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上